

独立行政法人国立文化財機構検査実施要項

平成19年11月13日

理 事 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（以下、「細則」という。）第34条及び独立行政法人国立文化財機構競争的研究費等管理規程第12条に基づき、独立行政法人国立文化財機構が設置する検査窓口で実施する検査に関し、必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 本部及び各施設における検査窓口と所掌事務の範囲は、別表のとおりとする。

(納品・検査手続きの周知)

第3条 本部及び各施設は、適正な検査が行えるよう、取引業者に対し検査窓口の場所、納品・検査の手続き等について、ウェブサイト等で周知するものとする。

(検査の方法)

第4条 検査職員は、検査窓口において細則第35条第1項から第3項及び第38条に基づく検査を実施し、給付の完了を確認した後、受領した納品書等に確認日を記入し、署名するものとする。

2 検査職員は、大型機器等検査窓口に物品等の持ち込みが不可能な場合など、検査窓口において検査することができない場合は、直接給付を受ける場所に赴き、検査するものとする。

3 検査職員は、第2条の検査窓口として指定された部署に所属する職員を別に検査担当者として定める。検査担当者は、納品等のときに検査職員が自ら検査及び給付の完了の確認ができない場合、検査及び給付の完了を確認し、受領した納品書等に確認日の記入及び署名を行った上、検査職員に報告するものとする。

4 前項の検査担当者は、発注者及び監督職員とは別の職員を指定するものとする。ただし、細則第40条の各号に該当する場合には、監督職員を検査担当者に指定することができるものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月13日に制定、同日から施行し、平成19年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

- 2 第2条に規定する「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間、「アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置準備室」と読替えるものとする。

附 則

この要項は、平成28年3月25日に改正し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年9月30日に改正し、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月29日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月20日に改正、同日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年1月24日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年8月7日に改正し、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年3月22日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設等	検査窓口の部署	所掌事務の範囲
本部	経理課契約担当	本部における工事請負契約以外の契約で、本部環境整備課及び文化財防災センターが所掌する予算によるもの以外の給付の完了確認
本部	環境整備課	1. 本部における工事請負契約において受ける給付の完了確認 2. 本部における工事請負契約以外の契約で、本部環境整備課が所掌する予算によるものの給付の完了確認
本部	文化財防災センター 総務担当	本部における工事請負契約以外の契約で、本部文化財防災センターが所掌する予算によるものの給付の完了確認
東京国立博物館	経理課契約担当	東京国立博物館における工事請負契約以外の契約で、東京国立博物館環境整備課が所掌する予算によるもの以外の給付の完了確認
東京国立博物館	環境整備課	1. 東京国立博物館における工事請負契約において受ける給付の完了確認 2. 東京国立博物館における工事請負契約以外の契約で、東京国立博物館環境整備課が所掌する予算によるものの給付の完了確認
京都国立博物館	総務課財務係	京都国立博物館における契約において受ける給付の完了確認
奈良国立博物館	総務課財務係	奈良国立博物館における契約において受ける給付の完了確認
九州国立博物館	総務課財務係	九州国立博物館における契約において受ける給付の完了確認
皇居三の丸尚蔵館	財務課	皇居三の丸尚蔵館における契約において受ける給付の完了確認
東京文化財研究所	管理課契約係	東京文化財研究所における契約において受ける給付の完了確認
奈良文化財研究所 （平城地区）	財務戦略課財務係	奈良文化財研究所における契約のうち、平城地区において受ける給付の完了確認
奈良文化財研究所 （飛鳥・藤原地区）	財務戦略課（飛鳥・藤原地区担当）	奈良文化財研究所における契約のうち、飛鳥・藤原地区において受ける給付の完了確認
アジア太平洋無形	総務担当	アジア太平洋無形文化遺産研究センターに

文化遺産研究センター		おける契約において受ける給付の完了確認
------------	--	---------------------